

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	農地・水保全管理支払交付金				担当部局庁		農村振興局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～				担当課室		整備部農地資源課 農地・水保全管理室		農地資源課長 瀧戸 淑章		
会計区分	一般会計				施策名		⑪農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 土地改良長期計画(平成20年12月26日閣議決定)				
事業の目的	東日本大震災により、農地・農業用施設においても広範囲にわたって甚大な被害が発生。これらの復旧については、多くは災害復旧事業等に対応している一方、農地周りの施設について、小規模な損壊や、応急手当により通水したが十分な機能回復なされていない水路なども多数存在。こうした地域において、地域が主体となって、機動的かつきめ細やかに施設の補修等に取り組む活動を支援し、もって農地・農業用施設等の機能を保全。										
事業概要	震災の影響により破損や機能低下を生じた農地周りの水路の補修等に取り組む集落(活動組織)を支援。助成水準は、取組面積に応じて、水田4,400円/10a、畑2,000円/10a、草地400円/10a(国:1/2、県、市町村:各1/4)等を活動組織に交付。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	21,159		—		—		617		21,776		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(25年度)						
	被災地域において水路等を管理する集落のうち、施設の補修等に取り組む集落の割合		%	8	8		水路の補修等施設の長寿命化対策の取組面積		万ha	(27) 3	
単位当たりコスト	2,060 (円/10a)				算出根拠		単位当たりコストは、地目別の支援単価(円/10a)【田:2,200円、畑:1,000円、草地200円 等】と、特定被災地方公共団体における地目別面積シェアを基に算定				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						本対策は、集落コミュニティを基礎とした活動組織が取り組む施設の補修等を支援するものであり、「復興への提言」のⅡ-第4章-(4)②復興と「新しい公共」等において記載されている内容と合致。 また、「復興への基本方針」5(4)③(ii)に、「農業を営むために欠かせない農地や水利施設等の保全管理に対する支援を充実することにより、速やかな農業生産基盤の復旧を図り、農業振興に向けた基礎づくりを行う。」と明記されていることに合致。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						特定被災地方公共団体において水路の補修等が必要な施設の要望量に基づき予算額を計上するとともに、地域が主体となって、機動的かつきめ細やかな施設の補修等に取り組む活動を支援することとしていることから、地域のニーズに基づき地域が主体的に取り組む優先度の高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本対策は、地域の実情を最も良く知る集落が主体となって機動的かつきめ細やかに施設の補修等に取り組む活動への支援であり、速やかな農業生産基盤の復旧、農業振興に向けた基礎づくりの観点から、極めて効果的。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						本対策は、農地周りの水路を長寿命化して、更新費が減じられる効果を基に、国、地方、集落の役割分担を1:1:1として国の支援単価を設定。地方や集落の役割を明確化することにより、効率性を確保。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						現行の農地・水保全管理支払交付金と同様、地域の農家、非農家からなる事業主体としての集落(活動組織)、国、地域の推進体制(地方公共団体、関係団体等)がそれぞれの役割分担の下に対策を推進・実施。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						本対策は、災害復旧事業の対象とはならない小規模な施設の破損等の補修等に取り組む集落への支援であり、実施要件や対象箇所について他の事業との整合を図っている。また、実施にあたっては活動計画を策定し、それに沿って実施することになっており、計画的に実施される。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						農地・水保全管理支払交付金の実施体制を活用して事業を実施することから、迅速な着手が可能。また、国、地域の推進体制(地方公共団体、関係団体等)が集落の取り組みを適切に指導・助言することとしているため、進行管理は適切に行われる。					